

京都市市町村国保広域化等に関する協議会の取組について (推進会議、部会)

I 推進会議、部会の設置

「京都市市町村国保広域化等に関する協議会」の下に、推進会議を設置し、市町村国保広域化に関する検討を進めることとした。

なお、広域化に関する検討課題が多岐にわたるため、二つの部会を設置し、全国の先進事例や市町村の要望等を踏まえ、財政・保険料、給付・保健事業の充実、共同化、広域連携等について検討している。

II 推進会議での検討

◇趣旨・構成

全市町村参加で国保広域化全般を検討

◇開催日

第1回：平成27年7月10日、第2回：平成28年2月5日、第3回：3月2日

(主な取組)

- 1 平成30年度の国保制度改革に向けた国の検討状況の情報共有、意見交換
- 2 国保運営方針策定に当たっての検討体制について協議
部会内や部会をまたいで検討する「検討班」の設置について協議

III 部会での検討・取組内容

【財政・保険料部会】

◇趣旨

財政運営・保険料全般に関係する事項を検討

◇検討事項

- ・ 財政調整の手法とその影響
- ・ 都道府県単位化後の保険料のあり方
- ・ 保険料収納率の向上対策

◇構成市町村

京都市、舞鶴市、宇治市、向日市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、京丹波町、伊根町

◇構成メンバー（市町村以外）

京都府（医療企画課、自治振興課）、国保連、京都地方税機構

◇開催日

平成27年10月9日

部会内の5～8保険者等で課題別検討準備班（保険料（税）・財政、資格、給付）を設け会議を開催
(開催日)

平成27年11月9日、11月12日、11月16日

(主な取組)

- 1 国保事務の効率化、標準化、広域化の検討準備
国保新制度への移行に当たり、事務の効率化、標準化、広域化について検討していくために、各市町村毎の処理方法等（取扱い）の把握、検討項目の抽出等
- 2 口座振替納付の促進に係る広報、啓発の実施
保険者、連合会、府が共同し、被保険者証の更新時期等に合わせた口座振替納付促進の重点的な広報・勧奨等を実施
(広報紙による広報、商業施設等での口座振替納付促進ポスター掲示等)

【給付・保健事業部会】

◇趣 旨

給付・保健事業全般に係る事項を検討

◇検討事項

- ・給付適正化対策
- ・保健事業の充実・強化
- ・特定健診・保健指導の実施率向上対策
- ・被保険者への情報提供の充実・強化

◇構成市町村

京都市、福知山市、綾部市、宮津市、亀岡市、城陽市、長岡京市、八幡市、久御山町、和束町、精華町、南山城村、与謝野町

◇構成メンバー（市町村以外）

京都府（医療企画課、健康対策課、業務課）、国保連

◇開催日

第1回：平成27年12月18日、第2回：平成28年2月26日

(主な取組)

- 1 給付の適正化対策に関する共同対策
 - (1) 高額請求の傾向のある施術所に対する注意文書の送付
 - (2) 適正化に関するアンケート調査について
 - (3) 保険者間の情報共有化のルールと仕組みの検討
- 2 第三者求償
第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化（損害保険関係団体との取り決めに係る覚書締結に全市町村が参加）
- 3 特定健診の受診率向上対策
先進地の取組状況の報告、意見交換

国保運営方針策定に当たっての検討項目について

資料 2

参考資料 1



:優先検討項目

国保運営方針策定要領(国保法第82条の2第2項関係)		検 討 項 目
国保運営方針における記載事項	記載すべき内容	
(1) 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	医療費の動向と将来の見通し	国民健康保険における医療費の動向、市町村ごとの保険料水準、財政状況の現況、将来の国民健康保健財政の見通し
	赤字解消・削減の取組、目標年次等	収納率の向上や医療費適正化の取組にあわせ、保険料の適正な設定等により、計画的・段階的な赤字の解消・削減を図れるよう、実効性のある取組を定める ※赤字市町村について、赤字の要因分析を行い、必要な対策について整理
(2) 市町村における保険料の標準的な算定方式に関する事項	現状の把握	各市町村の現状の保険料算定方式、応能割と応益割の割合、所得割・資産割・均等割・平等割の賦課割合、賦課限度額の設定状況等に関するデータ
	標準的な保険料算定方式	各市町村の実態を踏まえて、市町村における標準的な保険料算定方針を定める ・2方式、3方式又は4方式のいずれの方式を採るか ・応益割と応能割の割合 ・納付金への医療費水準の反映程度(α) ・納付金への所得シェアの反映程度(β) ・賦課限度額の設定 等
	標準的な収納率	※標準保険料率を算定するに当たっての基礎数値
	保険料率の一本化	※保険料率については、市町村ごとに設定することが基本 (地域の実情に応じて二次医療圏ごと、都道府県ごとに保険料率を一本化することも可能) ※将来的には、都道府県での保険料率一本化を目指し、都道府県内の各地域で提供される医療サービスの均質化や医療費適正化の取り組み等を進めることが求められる(国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン))
		標準設定(方式、収納率)
		料方式と税方式の統一
		保険料(税)の減免基準
		納期の整理

～ 国保運営方針策定要領(国保法第82条の2第2項関係)

国保運営方針における記載事項		記載すべき内容		検 討 項 目
(3) 市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項	現状の把握	都道府県又は市町村ごとの保険料の収納率の推移、口座振替率、滞納処分等、収納対策の実施状況に関するデータ		徴収・滞納整理事務
	収納対策	収納率目標を定める	収納率目標のため、収納担当職員に対する研修会の実施、収納アドバイザーの派遣等、収納対策の強化に資する取組を定める	
(4) 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項	現状の把握	各市町村におけるレセプト点検の実施状況、第三者求償の実施状況、高額療養費等の支給に係る申請の勧奨状況等		海外療養費の審査・支給事務の集約化
	都道府県による保険給付の点検、事後調整	都道府県としての広域性・専門性が発揮されるものについて定める	海外療養費の点検	
			不正請求等に係る費用返還	
	療養費の支給の適正化に関する事項	取組の進んでいる市町村の事例の情報提供、療養費の支給に関するマニュアルの作成等、療養費の支給の適正化に資する取組について定める		
	レセプト点検の充実強化に関する事項	技術的助言を行うアドバイザーの派遣等、レセプト点検の充実強化に資する取組について定める		
	第三者求償や過誤調整等の取組強化に関する事項	技術的助言を行うアドバイザーの派遣、損害保険関係団体との取り決めの締結等、第三者求償事務の取組強化に資する取組について定める		
返還金の保険者間調整の普及・促進に資する取組について定める				
高額療養費の多数回該当の取扱いに関する事項	平成30年度以降は、都道府県も国民健康保険の保険者となることに伴い、市町村をまたがる住所の異動があっても、それが同一都道府県内であり、かつ、世帯の継続性が保たれている場合は、平成30年4月以降の療養において発生した、転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引き継ぎ、前住所地から通算することとなる こうした取扱いが適正に実施できるよう、市町村における資格管理情報や高額療養費の該当状況を都道府県単位で集約・管理することのほか、地域の実情に応じ、世帯の継続性に係る判定、高額療養費の計算方法や申請勧奨事務に係る取組の標準化などについて定める		高額療養費支給の集約化 世帯主設定・世帯分離	

国保運営方針策定要領(国保法第82条の2第3項関係)			検 討 項 目
国保運営方針における記載事項		記載すべき内容	
(5) 医療費の適正化に関する事項 (任意事項)	現状の把握	市町村ごとの特定健診・特定保健指導の実施状況、後発医薬品の使用状況等、医療費適正化対策に関するデータ	柔道整復療養費の適正化 特定健診、特定保健指導
	医療費の適正化に向けた取組	取組の進んでいる市町村の事例の情報提供等、医療費適正化の充実強化に資する取組を定める	
	※都道府県医療費適正化計画に定められた取組の内容との整合性を図る		
(6) 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項 (任意事項)	広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組	事務の共通化、収納対策や医療費適正化対策の共同実施等、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化に資する取組を定める (ex. 標準的なセキュリティレベルでの、情報の保管・移送・消去などの取扱)	転入者の所得把握 被保険者証 短期証 高齢受給者証 限度額適用認定証・標準負担額減額認定証 資格証明書 マル学 送付先の取扱い 一部負担金の減免 食事療養差額集約化 葬祭費、出産育児 遡及適用 給付制限基準の統一化

国保運営方針策定要領(国保法第82条の2第3項関係)		検 討 項 目
国保運営方針における記載事項	記載すべき内容	
(7) 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項 (任意事項)	保健医療サービス・福祉サービス等との連携	地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の重要性に留意し、保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関係施策との有機的連携に関する取組を定める
(8) 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整に関する事項 (任意事項)	(5)から(7)までの事項以外のもので、国保運営に係る施策の実施のために必要な関係市町村相互の連絡調整について	連携会議の開催、作業部会の開催、収納対策等に関する研修会の実施等、関係市町村相互間の連絡・調整を行うための措置を定める

保険者別保険料（税）の賦課状況 【医療分】（市町村）

区分 保険者名	保険料 （税）の別		賦課 算定 方式	賦課限度額 （千円）				保 險 料 （税） 率											
	料	税		27	25	26	27	所得割（％）			資産割（％）			均等割（円）			平等割（円）		
			25					26	27	25	26	27	25	26	27	25	26	27	
京 都 市	○	-	3	510	510	520	8.99	8.99	8.67	-	-	-	26,270	26,270	25,810	19,330	19,330	18,120	
福 知 山 市	○	-	3	510	510	520	7.90	8.20	8.99	-	-	-	25,000	26,100	26,100	17,460	17,800	19,000	
舞 鶴 市	○	-	4	510	510	520	5.53	6.05	6.36	20.50	22.10	22.50	16,200	17,800	18,200	18,700	20,000	20,300	
綾 部 市	○	-	3	510	510	520	7.10	7.10	7.10	-	-	-	20,400	20,400	20,400	14,500	14,500	14,500	
宇 治 市	○	-	3	510	510	520	8.37	8.37	8.37	-	-	-	25,200	25,200	25,200	27,400	27,400	27,400	
宮 津 市	-	○	4	510	510	520	7.30	7.30	7.30	29.00	29.00	29.00	24,500	24,500	24,500	21,500	21,500	21,500	
亀 岡 市	○	-	3	510	510	520	8.10	8.10	8.60	-	-	-	25,000	25,000	26,500	21,000	21,000	23,500	
城 陽 市	○	-	3	510	510	520	7.69	7.69	7.69	-	-	-	22,610	22,610	22,610	25,200	25,200	25,200	
向 日 市	○	-	3	510	510	520	6.70	6.70	6.70	-	-	-	24,840	24,840	24,840	18,470	18,470	18,470	
長 岡 京 市	○	-	3	510	510	520	7.10	7.10	7.60	-	-	-	28,300	28,300	28,900	21,000	21,000	22,000	
八 幡 市	○	-	3	510	510	520	8.15	8.18	8.24	-	-	-	26,640	26,230	26,910	20,570	20,050	20,410	
京 田 辺 市	-	○	3	510	510	520	6.20	6.20	6.20	-	-	-	26,700	26,700	26,700	21,400	21,400	21,400	
京 丹 後 市	-	○	4	510	510	520	6.27	6.27	6.27	18.04	18.04	18.04	20,000	20,000	20,000	21,200	21,200	21,200	
南 丹 市	-	○	3	510	510	520	7.45	7.45	7.45	-	-	-	22,500	22,500	22,500	22,000	22,000	22,000	
木 津 川 市	-	○	3	510	510	520	8.30	8.30	8.30	-	-	-	26,000	26,000	26,000	22,000	22,000	22,000	
大 山 崎 町	-	○	3	510	510	520	7.40	7.40	7.40	12.00	-	-	24,000	24,000	24,000	19,000	21,000	21,000	
久 御 山 町	-	○	3	510	510	520	6.40	6.90	7.60	-	-	-	24,500	26,200	29,000	20,800	22,000	24,500	
井 手 町	-	○	4	510	510	520	6.20	6.20	6.20	39.00	39.00	39.00	26,600	26,600	26,600	29,400	29,400	29,400	
宇 治 田 原 町	-	○	4	510	510	520	6.15	6.15	6.15	12.00	12.00	12.00	25,800	25,800	25,800	24,800	24,800	24,800	
笠 置 町	-	○	4	510	510	520	6.50	6.50	6.50	40.00	40.00	40.00	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	
和 束 町	-	○	4	510	510	520	7.00	7.00	7.00	22.00	22.00	22.00	26,000	26,000	26,000	30,000	30,000	30,000	
精 華 町	-	○	3	510	510	520	7.85	7.85	7.85	-	-	-	26,000	26,000	26,000	25,000	25,000	25,000	
南 山 城 村	-	○	4	510	510	520	6.00	6.00	6.00	10.00	10.00	10.00	23,200	23,200	23,200	21,100	21,100	21,100	
伊 根 町	-	○	4	510	510	520	3.90	3.60	3.40	33.70	32.20	33.50	12,400	12,400	12,300	12,600	12,400	12,400	
京 丹 波 町	-	○	4	510	510	520	6.70	6.70	6.70	32.00	32.00	32.00	24,900	24,900	24,900	19,200	19,200	19,200	
与 謝 野 町	-	○	4	510	510	520	6.30	6.30	6.30	26.20	26.20	26.20	21,000	21,000	21,000	18,400	18,400	18,400	

注意文書の送付結果の概要

1 調査方法

▶ 対象

平成27年1月・2月施術分で連続して13,000円/件(計43件)を超える施術所

▶ 文書の内容

1月・2月施術分において高額請求の傾向が見受けられ、今後も同様の傾向が見受けられる場合には具体的に申請内容を確認することもある旨通知

▶ 分析方法

8月及び11月施術分の1件あたりの費用額を調査

2 結果概要

▶ 1月・2月施術分と比べ、8月施術分一件あたり請求額は19.9%、11月施術分は18.3%それぞれ減少

▶ 13,000円/件を超える施術所は、43件から17件(8月施術分)、18件(11月施術分)と減少

調査月	・ 1件あたりの費用額の推移					
	1月	2月	8月	1月、2月 平均比	11月	1月、2月 平均比
	円	円	円	%	円	%
平均単価	18,081	17,401	14,208	80.1	14,495	81.7
件数	43件		17件	39.5	18件	41.9

3 今後の対応

部会において、引き続きデータ分析を行っており、より効果的な取組みを検討

適正化に関するアンケート調査結果概要

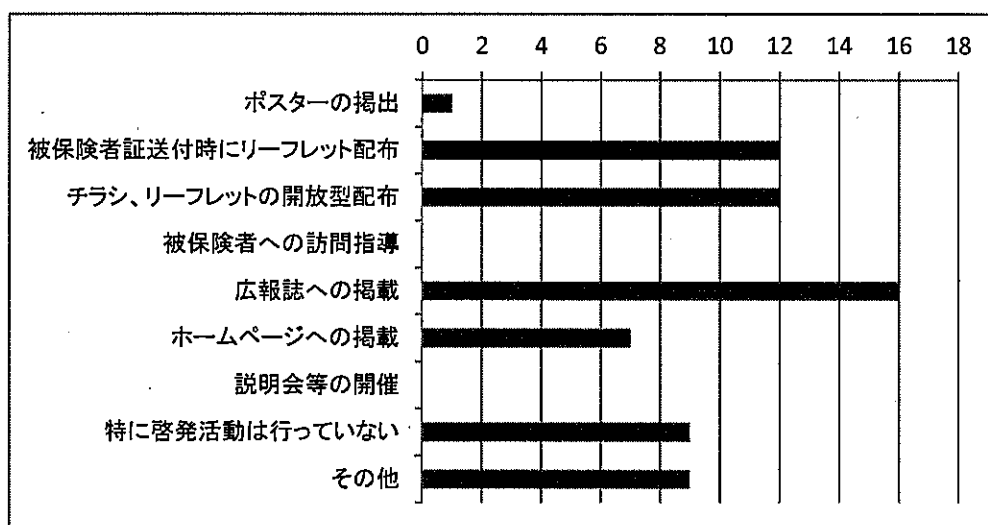
調査対象保険者数（26市町村、11組合、1広域連合）	38
回答保険者数	38
回答率	100%

1 各保険者の啓発活動の状況

(1) 啓発活動の状況（複数回答可）

回答	保険者数	割合	内訳(※)	
			市町村	組合等
ポスターの掲出	1	2.6%	1	0
被保険者証の送付に併せてリーフレット配布（同封）	12	31.6%	10	2
チラシ、リーフレットの開放型配布	12	31.6%	3	9
被保険者への訪問指導	0	0.0%	0	0
広報誌への掲載	16	42.1%	7	9
ホームページへの掲載	7	18.4%	5	2
施術管理者や被保険者に対する説明会等の開催	0	0.0%	0	0
特に啓発活動は行っていない	9	23.7%	9	0
その他	9	23.7%	7	2

(※) 内訳の組合等は、11組合及び広域連合（以下の設問も同様）



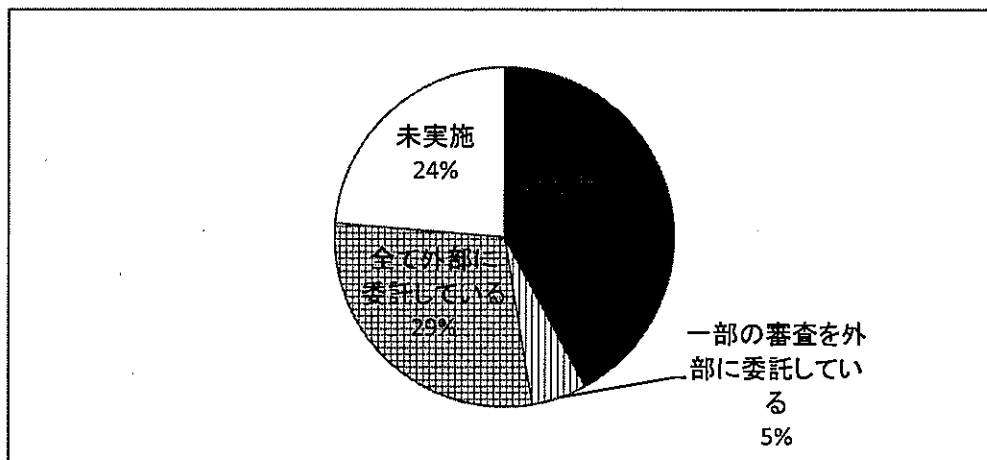
<その他の内訳>

- ・ 患者照会時チラシ同封
- ・ 頻回受診者への内容照会及び啓発チラシ配布
- ・ 患者照会実施書の周辺施術所に対する送付
- ・ 高額申請傾向施術所に対する文書送付
- ・ 一定基準を超える保保険者の調査
- ・ 国保だよりに掲載
- ・ 保険証一斉更新時の保険証送付用封筒
- ・ 医療費通知裏面に広報文章の印刷
- ・ 広報誌にリーフレットの挟み込み

2 支給申請書の二次点検状況

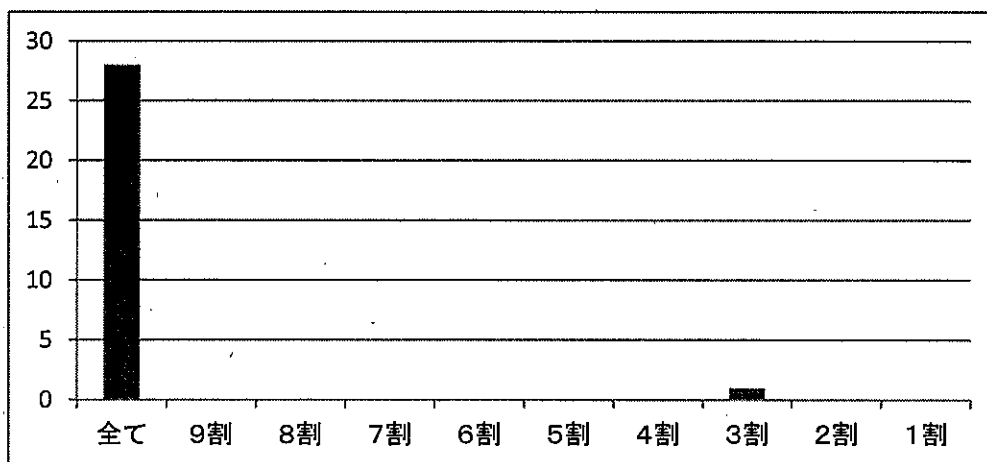
(1) 二次点検の実施状況

回答	保険者数	割合	内訳	
			市町村	組合等
保険者自らが全て行っている	16	42.1%	15	1
一部の審査を外部に委託している	2	5.3%	2	0
全て外部に委託している	11	28.9%	2	9
未実施	9	23.7%	7	2



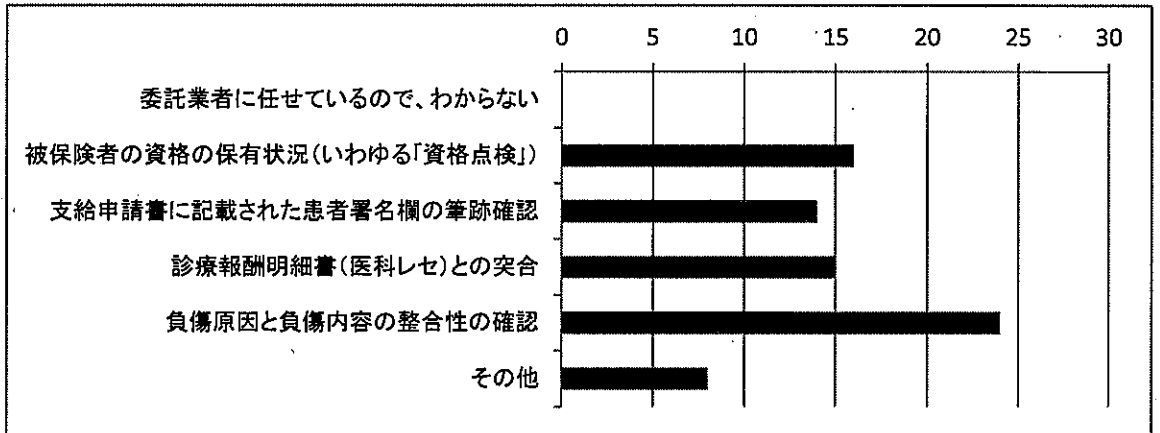
(2) 提出された全支給申請書のうち、二次点検を行っている割合

回答	保険者数	内訳	
		市町村	組合等
全て	28	18	10
9割	0	0	0
8割	0	0	0
7割	0	0	0
6割	0	0	0
5割	0	0	0
4割	0	0	0
3割	1	1	0
2割	0	0	0
1割	0	0	0



(3) 二次点検の手法（複数回答可）

回答	保険者数	割合	内訳	
			市町村	組合等
委託業者に任せているので、わからない	0	0.0%	0	0
被保険者の資格の保有状況（いわゆる「資格点検」）	16	55.2%	14	2
支給申請書に記載された患者署名欄の筆跡確認	14	48.3%	6	8
診療報酬明細書（医科レセ）との突合	15	51.7%	7	8
負傷原因と負傷内容の整合性の確認	24	82.8%	14	10
その他	8	27.6%	7	1

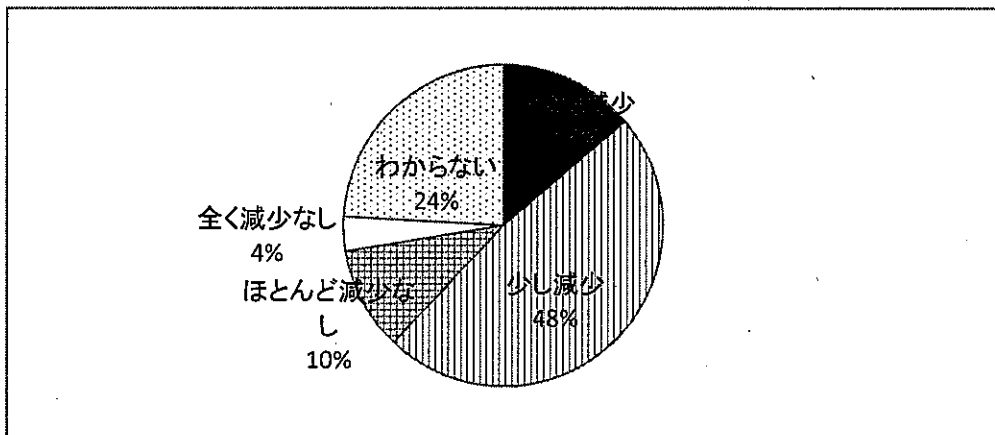


<その他の内訳>

- ・ 縦覧点検
- ・ 重複者、他受診者に注視した点検
- ・ 支給申請書の記載方法
- ・ 往診料の確認
- ・ 重複、多部位

(4) 二次点検による効果

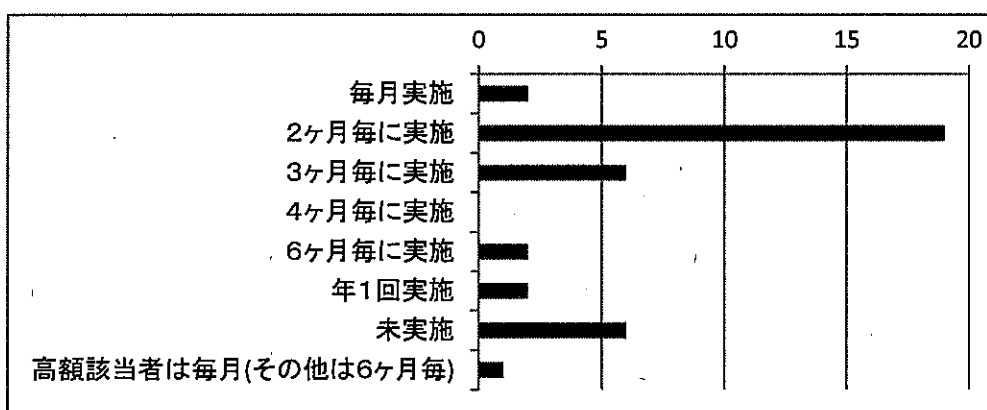
回答	保険者数	割合	内訳	
			市町村	組合等
不適切な請求、かなり減少	4	13.8%	4	0
不適切な請求、少し減少	14	48.3%	7	7
不適切な請求、ほとんど減少していない	3	10.3%	2	1
不適切な請求、全く減少していない	1	3.4%	1	0
わからない	7	24.1%	5	2



3 医療費通知の実施状況

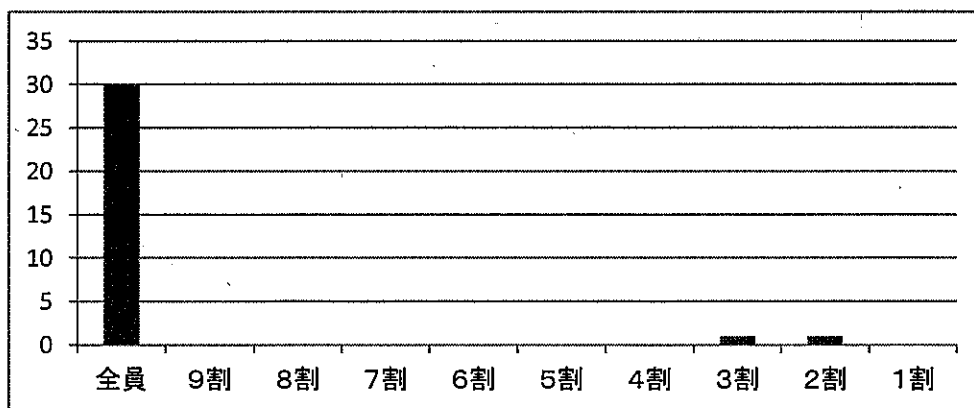
(1) 医療費通知の実施頻度について

回答	保険者数	割合	内訳	
			市町村	組合等
毎月実施	2	5.3%	1	1
2ヶ月毎に実施	19	50.0%	11	8
3ヶ月毎に実施	6	15.8%	5	1
4ヶ月毎に実施	0	0.0%	0	0
6ヶ月毎に実施	2	5.3%	2	0
年1回実施	2	5.3%	1	1
未実施	6	15.8%	6	0
高額療養費該当者は毎月(その他は6ヶ月毎)	1	2.6%	0	1



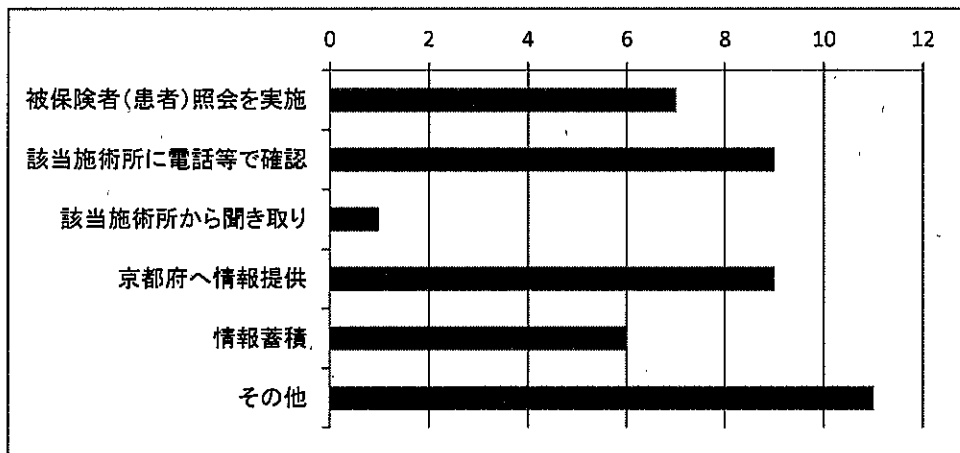
(2) 医療費通知一回あたりの実施対象者について

回答	保険者数	内訳	
		市町村	組合等
全員	30	20	10
9割	0	0	0
8割	0	0	0
7割	0	0	0
6割	0	0	0
5割	0	0	0
4割	0	0	0
3割	1	0	1
2割	1	0	1
1割	0	0	0



(3) 被保険者からの問い合わせに対する対応状況について（複数回答可）

回答	保険者数	割合	内訳	
			市町村	組合等
該当する施術所の患者に対して、被保険者（患者）照会	7	21.9%	3	4
該当する施術所に電話等で確認	9	28.1%	4	5
該当する施術所から聞き取り	1	3.1%	1	0
京都府へ情報提供	9	28.1%	7	2
情報蓄積	6	18.8%	5	1
その他	11	34.4%	8	3

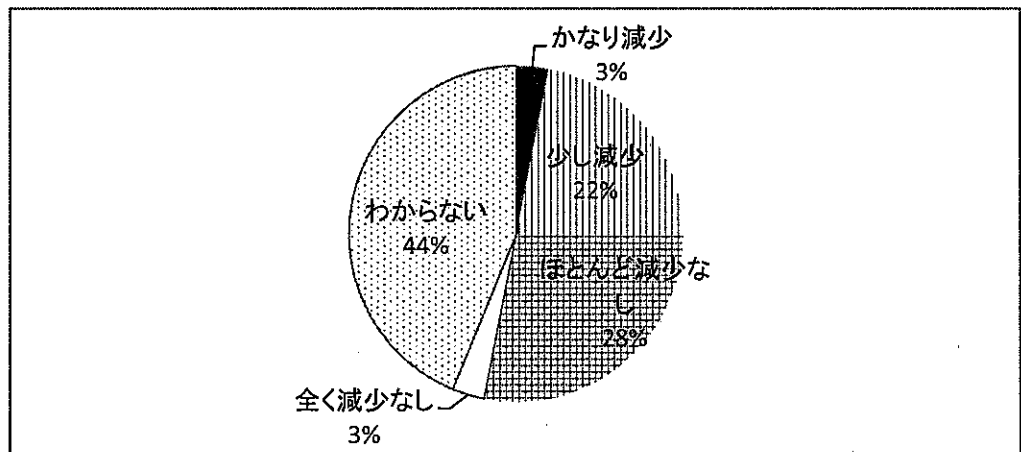


<その他の内訳>

- ・ 問い合わせなし
- ・ 匿名のため特定できない

(4) 医療費通知実施の効果について

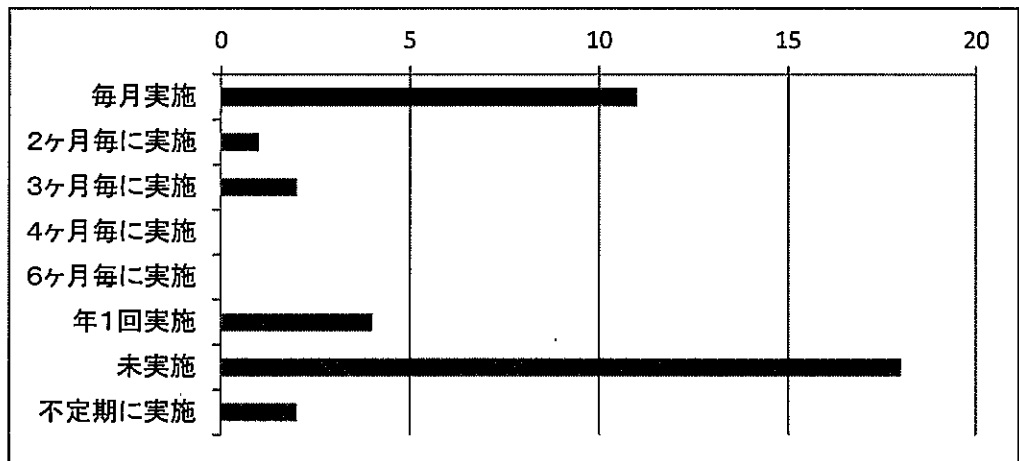
回答	保険者数	割合	内訳	
			市町村	組合等
不適切な請求、かなり減少	1	3.1%	0	1
不適切な請求、少し減少	7	21.9%	4	3
不適切な請求、ほとんど減少していない	9	28.1%	5	4
不適切な請求、全く減少していない	1	3.1%	1	0
わからない	14	43.8%	10	4



4. 柔道整復施術療養費に係る被保険者（患者）照会の実施状況

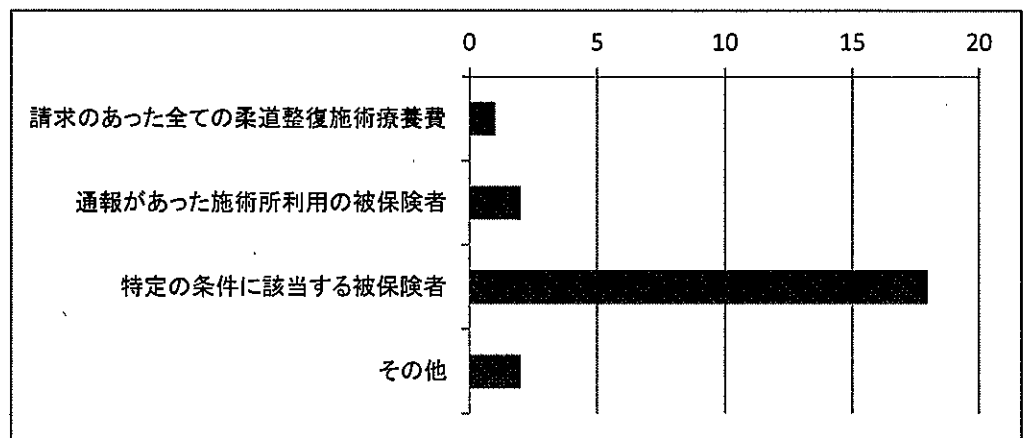
(1) 被保険者（患者）照会の実施頻度について

回答	保険者数	割合	内訳	
			市町村	組合等
毎月実施	11	28.9%	2	9
2ヶ月毎に実施	1	2.6%	0	1
3ヶ月毎に実施	2	5.3%	2	0
4ヶ月毎に実施	0	0.0%	0	0
6ヶ月毎に実施	0	0.0%	0	0
年1回実施	4	10.5%	4	0
未実施	18	47.4%	16	2
不定期に実施	2	5.3%	2	0



(2) 被保険者（患者）照会の対象者について（複数回答可）

回答	保険者数	割合	内訳	
			市町村	組合等
請求のあった全ての柔道整復施術療養費	1	5.0%	0	1
通報があった施術所を利用している被保険者（患者）	2	10.0%	1	1
特定の条件（多部位、頻回、長期受療のいずれかの条件）に該当する被保険者（患者）	18	90.0%	9	9
その他	2	10.0%	2	0

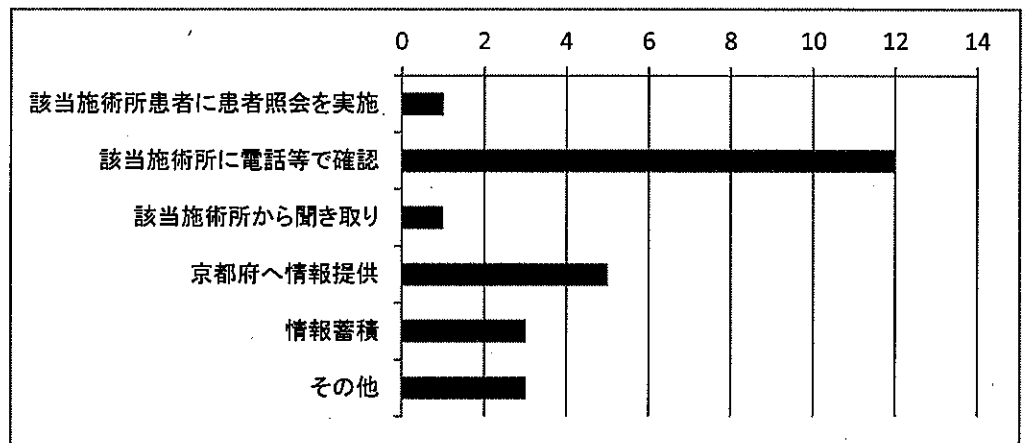


<その他の内訳>

- ・ 高額請求の患者
- ・ 全件だが6ヶ月以内に照会を実施したものを除く

(3) 被保険者（患者）照会の結果、被保険者からの問い合わせに対する対応状況について（複数回答可）

回答	保険者数	割合	内訳	
			市町村	組合等
該当する施術所の患者に対して、被保険者（患者）照会を実施	1	5.0%	0	1
該当する施術所に電話等で確認	12	60.0%	4	8
該当する施術所から聞き取り	1	5.0%	0	1
京都府へ情報提供	5	25.0%	5	0
情報蓄積	3	15.0%	2	1
その他	3	15.0%	3	0

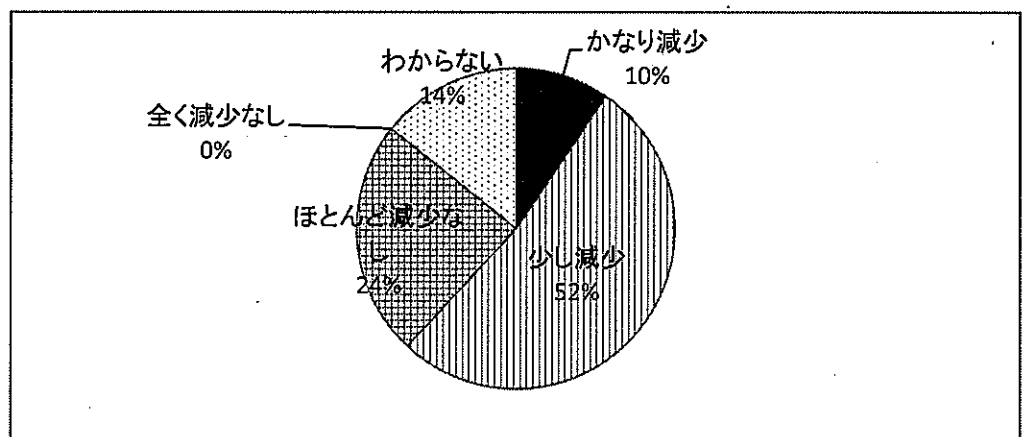


<その他の内訳>

- ・ 本人面談
- ・ 問い合わせなし
- ・ 問い合わせ先をコールセンターにしている

(4) 被保険者（患者）照会の効果について

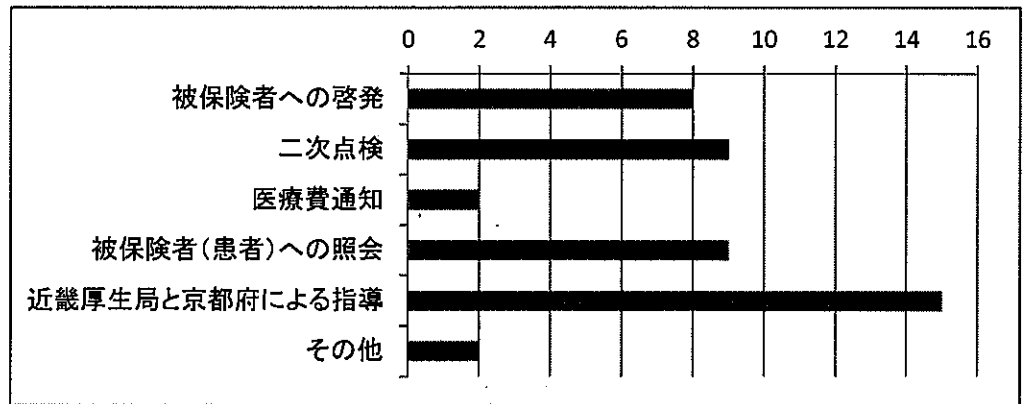
回答	保険者数	割合	内訳	
			市町村	組合等
不適切な請求、かなり減少	2	9.5%	2	0
不適切な請求、少し減少	11	52.4%	4	7
不適切な請求、ほとんど減少していない	5	23.8%	2	3
不適切な請求、全く減少していない	0	0.0%	0	0
わからない	3	14.3%	2	1



5 療養費の適正化に関する取組み

(1) 療養費の適正化の取組みとして最も効果を上げていると感じられるものについて

回答	保険者数	割合	内訳	
			市町村	組合等
被保険者への啓発	8	21.1%	5	3
二次点検	9	23.7%	8	1
医療費通知	2	5.3%	1	1
被保険者（患者）への照会	9	23.7%	2	7
近畿厚生局と京都府による指導	15	39.5%	13	2
その他	2	5.3%	2	0

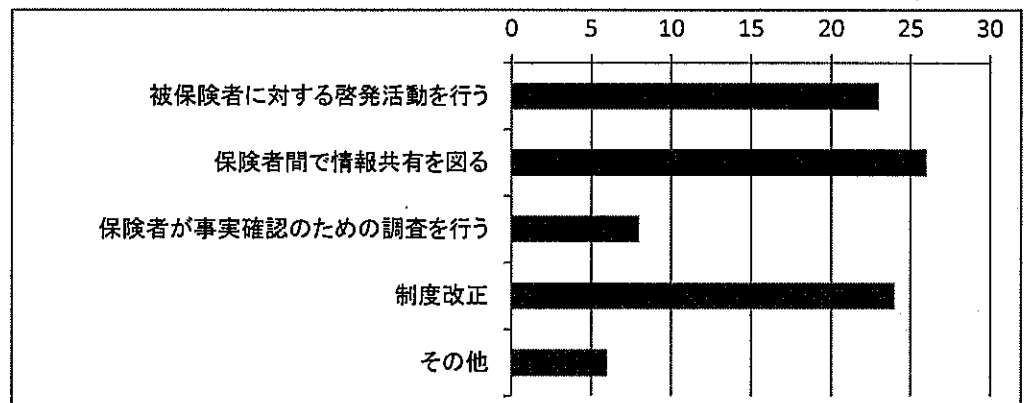


<その他の内訳>

- ・ 施術所への指導

(2) 療養費の適正化のための今後とるべきと思われる方法について(複数回答可)

回答	保険者数	割合	内訳	
			市町村	組合等
被保険者に対する啓発活動を行う	23	60.5%	14	9
保険者間で情報共有を図る	26	68.4%	14	12
保険者が支給決定権者として不正請求の事実確認のための調査を行う	8	21.1%	4	4
制度改正	24	63.2%	16	8
その他	6	15.8%	5	1



<その他の内訳>

- ・ 近畿厚生局と京都府の指導及び監査の強化
- ・ 近畿厚生局、京都府と保険者との情報共有ネットワークの構築
- ・ 施術所及び被保険者への啓発の強化
- ・ 受領委任制度の厳格化
- ・ 免許制度の厳格化